

令和3年度弘前市ライフ・イノベーション推進事業費補助金（健康経営促進）交付要綱

（趣旨）

第1条 市は、事業所、個人事業主等（以下「事業所等」という。）による健康づくり活動を一層活性化させることにより市民の健康寿命の延伸を図ることを目的に、事業所等が従業員、職員、本人等（以下「従業員等」という。）の健康増進に資する取組を促進する事業及び事業所等が従業員等の健康増進を促進する事業（以下これらを総称して「補助事業」という。）に要する経費について、令和3年度予算の範囲内において、弘前市ライフ・イノベーション推進事業費補助金（健康経営促進）（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の「健康経営®」に関する認証を取得した市内の事業所等とする。ただし、令和元年度から令和3年度までにおいて、納付すべき市税等を滞納している者を除く。

- (1) 国が認定する健康経営優良法人
 - (2) 青森県が認定する青森県健康経営事業所
 - (3) 市が認定するひろさき健やか企業
 - (4) 全国健康保険協会が認定する健康宣言事業所
- （「健康経営®」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標である。）

2 前項の市税等とは、次の区分のとおりとする。

- (1) 申請者が法人である場合 申請者に課税されている法人市民税、固定資産税及び軽自動車税
- (2) 申請者が個人である場合 申請者に課税されている市県民税、固定資産税及び軽自動車税並びに賦課されている国民健康保険料

（補助事業の期間）

第3条 補助事業者が補助事業を実施する期間は、令和3年4月1日から令和4年2月28日までとする。

（補助対象経費）

第4条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が実施する従業員等の健康増進に資する取組に要する経費のうち、新規の取組又は拡充する取組のために必要な次の各号に掲げるものとする。

- (1) がん検診に関する次に掲げる経費
 - ア がん検診の機会を設定している補助事業者については、従業員等の各種がん検診（市で実施しているがん検診を除く。）の受診に係る本人負担分に相当する経費。
 - イ がん検診の結果、精密検査が必要となった従業員等の精密検査実施に係る本人負担分に相当する経費
- (2) 従業員等の禁煙支援の取組に要する次に掲げる経費
 - ア 従業員等の禁煙外来治療費（薬剤費含む。）に相当する経費。治療開始日から起算して、12週間分までとし、保険適用の有無は問わないこととする。
 - イ 禁煙宣言した従業員等への禁煙補助剤購入費に相当する経費。
- (3) 従業員等が事業所において使用する次に掲げる機器の導入に要する経費
 - ア 血圧計（家庭での血圧測定のための従業員等貸出用のものを含む。）
 - イ 体重計
 - ウ 体組成計
 - エ 血管年齢測定器
 - オ 健康管理に用いる情報機器（携帯端末、通信・接続機器等）
- (4) フィットネスクラブの法人契約に要する経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額（前条第2号イの経費については上限を10,000円とする。）の合計額に2分の1を乗じて得た額（当該得た額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又は300,000円のいずれか少ない額以内の額とする。

2 補助金の交付は、1補助事業者につき、同一年度内に1回とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和3年度弘前市ライフ・イノベーション推進事業費補助金（健康経営促進）交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 第2条第1項各号に該当することを証する書類の写し
- (4) 第4条第1号及び第2号に掲げる経費について、事業所等で定める要綱等の写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和3年度弘前市ライフ・イノベーション推進事業費補助金（健康経営促進）事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために物品の購入、フィットネスクラブの法人契約等をする場合は、市内業者（市内に本店を有する者に限る。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者はあらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和3年度弘前市ライフ・イノベーション推進事業費補助金（健康経営促進）事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業により取得した財産を市長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合において、市長の定めるところにより、その収入の全部又は一部を市に納付すること。
- (7) 補助事業者は、取得財産等については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(交付決定)

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和3年度弘前市ライフ・イノベーション推進事業費補助金（健康経営促進）交付決定通知書（様式第7号）とする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和3年度弘前市ライフ・イノベーション推進事業費補助金（健康経営促進）事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 従業員等に支払ったことが分かる書類の写し（第4条第1号及び第2号の経費に限る。）
- (4) 契約書の写し（契約書を作成しているものに限る。）
- (5) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第7条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和3年度弘前市ライフ・イノベーション推進事業費補助金（健康経営促進）交付額確定通知書（様式第11号）とする。

(財産の管理及び処分)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機器及び設備についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する処分制限期間とする。

3 規則第20条第2号の市長が定めるものは、補助金により取得した機器及び設備のうち取得価格が500,000円以上のものとする。

(補助金の請求等)

第13条 補助金の請求は、令和3年度弘前市ライフ・イノベーション推進事業費補助金（健康経営促進）請求書（様式第12号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和3年度の補助事業について適用する。